

■平成29年度 助成事業一覧

No.	事業名	内容	対象	助成額	上限額
1	紋別市Uターン等促進事業 (体験就労助成)	市が設定した「体験就労プログラム」に沿って研修を行い、就労に繋げる。また、費用の一部について助成する。 【お問い合わせ先】 産業部商工労働課労政係 TEL:0158-24-2111(内線348)	(対象者) 本州又は札幌圏に住居登録をしている者で、当市に移住を検討している者。 (対象業種) 農業、林業、水産業 (加工含む) (対象経費) 交通費、宿泊費等 ※プログラムの内容や条件の詳細についてはお問い合わせください。	実費	3万円
2	紋別市Uターン等促進事業 (短期就労研修助成)	専門学校を卒業するか、実務経験がなければ受験資格を得られない資格を保有している者について、市内事業所等で研修を行い、就労に繋げる。また、費用の一部について助成する。 【お問い合わせ先】 産業部商工労働課労政係 TEL:0158-24-2111(内線348)	(対象者) 本州又は札幌圏に住居登録をしている44歳以下の若年労働者等で、当市Uターン情報センターに求職登録をし、当市に移住を検討している者。 (対象資格) 看護師、薬剤師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、保育士、土木施工管理技士、配管技能士等 (対象経費) 交通費、宿泊費等 ※研修内容や条件の詳細についてはお問い合わせください。	補助対象経費の3分の1以内の額 (看護師は2分の1)	10万円
3	紋別市Uターン等促進事業 (定着奨励)	・常用雇用となったU・Iターン者に、当市への転居に要する経費を支給した人手不足の業種である企業に対し奨励金を交付する。 【お問い合わせ先】 産業部商工労働課労政係 TEL:0158-24-2111(内線348)	(対象者) U・Iターン者を常用雇用とした人手不足の業種である企業。(市Uターン情報センターに登録している企業。) (対象経費) 交通費、引越運送料、賃貸契約に係る敷金 ※その他必要な要件等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。	実費	本州 31万円 札幌圏 15万円 ※単身・家族構成により異なる。
4	紋別市創業促進事業補助金	創業に要する経費の一部を補助する。 【お問い合わせ先】 産業部商工労働課商工振興係 TEL:0158-24-2111(内線250・252)	(対象者) 紋別市内で新たに創業する者又は創業を予定している者で次の全てに該当する者(該当する予定である者) ・市税及び税外収入金を滞納していない者 ・市内に居住し、住民基本台帳に登録されている者 ・要許認可業種の創業は、当該許認可を受けている者 (対象事業) 創業に要する事業で認定支援機関や商工会議所の支援を受けて事業計画を作成し、計画の実効性が確認された事業。 ・指定業種有(小売業、宿泊業、サービス業、生活関連サービス(理容・美容)、製造業) (対象経費) ・設備費、広報費等	補助対象経費の3分の1以内の額 (中心市街地で創業する場合は2分の1)	200万円

※助成内容が変更になっている場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

■平成29年度 助成事業一覧

No.	事業名	内容	対象	助成額	上限額
5	オホーツク紋別空港利用促進事業（市民旅行補助）	紋別市民若しくは市外に住む市民の三親等以内の親族が「紋別-羽田」線を利用した際に、搭乗後定額を補助する。 【お問い合わせ先】 観光交流推進室空港対策担当 TEL:0158-24-5124	紋別市民（市民の三親等以内の親族が利用した場合でも、補助対象者は紋別市民）	片道5千円 往復1万円 市民の三親等以内の親族は片道2千円 往復5千円	—
6	子ども医療給付拡大事業	子どもの医療費にかかる自己負担分のうち、初診時一部負担金を除いた額を助成する。 【お問い合わせ先】 市民生活部市民課医療給付係 TEL:0158-24-2111(内線321・467)	紋別市に住所を有する満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの子ども。	医療費（医療保険支給分を除く自己負担分（医療保険適用外及び食事療養費等を除く））から、初診時一部負担金（内科診療580円、歯科診療510円）を除いた額。	—
7	紋別市認証材活用住宅助成事業	SGEC森林認証材を5m ³ 以上使用した新築、増改築をした場合補助金を交付する。 【お問い合わせ先】 産業部農政林務課林業振興係 TEL:0158-24-2111(内線390)	・市内に居住している方、又は市内に定住目的で移住する予定のある方の住宅であること。 ・申請される方が市税その他、市に対する責務の履行を遅滞していないこと。 ・建設業の許可を受けたSGEC認定事業者（CoC認証）で、紋別市内に事務所を置く工務店等が建設すること。	SGEC森林認証材1m ³ あたり5万円、内装材等SGEC森林認証製品1m ² あたり5千円。	100万円
8	農業次世代人材投資資金（準備型）	就農前研修期間中の支援制度として、都道府県が認める都道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者に給付 【お問い合わせ先】 産業部農政林務課農業振興係 TEL:0158-24-2111(内線254・285)	（対象者） ●新規就農者 助成期間：2年間 ※間接補助事業	12万5千円/月	300万円
9	新規就農者研修奨励事業	就農前研修期間中の支援制度として、農業経営に必要とされる農業技術及び見識等の農業経営全般における習得に係る経費 【お問い合わせ先】 産業部農政林務課農業振興係 TEL:0158-24-2111(内線254・285)	（対象者） ●新規就農者 助成期間：2年間 ※負担割合/市50%・JA50% ※新規就農者受入事業として、研修受入先農家へ5万円×12月×2年＝120万円（市負担）の助成有。	12万円/月	288万円

※助成内容が変更になっている場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

■平成29年度 助成事業一覧

No.	事業名	内容	対象	助成額	上限額
10	農業次世代人材投資資金 (経営開始型)	①新規就農者が農業を始めてから経営が安定するまで給付 ②夫婦とも就農する場合は、夫婦合わせて1.5倍を給付 【お問い合わせ先】 産業部農政林務課農業振興係 TEL:0158-24-2111(内線254・285)	(対象者) ●新規就農者 助成期間：5年間 ②の場合は、助成額が①+②の額となる。 ※間接補助事業	①12万5千円/月 ②6万2千5百円/月	①750万円 ②375万円
11	就農奨励金	農業経営の開始に必要な準備金として助成 【お問い合わせ先】 産業部農政林務課農業振興係 TEL:0158-24-2111(内線254・285)	(対象者) ●新規就農者 助成期間：1年間	200万円	200万円
12	農地保有合理化促進特別事業	農用地・施設用地及び農業用施設(畜舎・サイロ・草舎・農具庫・看視舎等)の貸付料に対する負担軽減対策 【お問い合わせ先】 産業部農政林務課農業振興係 TEL:0158-24-2111(内線254・285)	(対象者) ●新規就農者 助成期間：5年 ※負担割合/市25%・JA25%・新規就農者50%	年間リース料の助成	年間リース料×50%×5年
13	農場リース円滑化事業	①施設改修・補修・付帯機械(パルクレーラー及びパイプラインミルクカー等)の整備に係る貸付料の負担軽減対策 ②中古農業機械の導入に係る貸付料の負担軽減対策 ③乳牛の貸付に係る管理料の負担軽減対策 【お問い合わせ先】 産業部農政林務課農業振興係 TEL:0158-24-2111(内線254・285)	(対象者) ●新規就農者 助成期間：5年 ※負担割合/市25%・JA25%・新規就農者50%	年間リース料の助成	年間リース料×50%×5年
14	農地賃貸借料軽減対策	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定期間のうち、農場リース期間中の貸付料に係る負担軽減対策 【お問い合わせ先】 産業部農政林務課農業振興係 TEL:0158-24-2111(内線254・285)	(対象者) ●新規就農者 助成期間：5年 ※負担割合/市25%・JA25%・新規就農者50%	年間リース料の助成	年間リース料×50%×5年
15	経営安定対策資金利子助成	経営開始時における生産資材等の負担軽減対策 【お問い合わせ先】 産業部農政林務課農業振興係 TEL:0158-24-2111(内線254・285)	(対象者) ●新規就農者 助成期間：5年 ※負担割合/市25%・JA25%・新規就農者50%	利子助成(実質無利子化)	利子×100%×5年

※助成内容が変更になっている場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。